

2-1 土地利用・住環境の取り組みプログラム

分野区分	基本的方向	基本方針	実施プログラム																				
			前期(10ヶ年)										後期(10ヶ年)										
			15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	
I 土地利用 ・ 住環境	1 土地利用	(1) 秩序ある土地利用の推進	① 農業地域 農業地域での自然・景観などの地域資源活用と豊かな自然環境との調和、個性的で魅力ある地域づくり。 農業生産基盤整備、農村生活環境整備、農地流動化対策などを総合的に推進。	●																			
			② 都市地域 広域的役割や町民生活の利便性・快適性、地域産業の基盤づくり。 住環境整備を進め快適な住宅地形成。	●																			
			③ 自然公園地域 釧路湿原国立公園をはじめ豊かな自然環境の中で、自然との豊かなふれあいを保ち、人と自然との共生の確保。	●																			
			④ 森林地域 活力ある森林整備と適正な林地保全。	●																			
			⑤ その他の地域 周辺地域との関連などを考慮しながら適正な土地利用。	●																			
		(2) 計画的な都市的土地利用の推進	① 地籍調査の完了により、地番界が明確化されたことに伴い都市計画区域を変更する。						●	→													
			② 必要に応じ各種事業計画に伴う公共用地の先行取得する。	●																			
			③ 用途地域の基準策定(土地利用基準)を行う。	●	→									●	→								
			④ 用途地域の見直し(内部変更・拡大変更)を検討する。	●	→									●	→								
	(3) まちの拠点づくり(中心市街地活性化)の推進	① 中心商業地の活性化を進める。	●																				
		② 駅前商店街通りを商業機能の集積とユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、利用しやすい空間の創出を行う。	●																				
		③ 商店街通りの環境美化と住民の交流の場としての空間の創造に努める。	●																				
		④ 商店街の駐車場整備を進める。	●																				
		⑤ 土地需要の動向にあわせた優良宅地を供給する。	●																				
	2 住環境	(1) 安心して住み続けられる住宅づくり	② HOPE計画に沿ったしべちゃ型住宅を推進する。	●																			
③ 定住環境の促進のため、住宅金融融資制度や住宅相談・情報の提供の充実を図る。			●																				
④ 老朽化した町営住宅の計画的な建替えを行う。			●																				
⑤ 町営住宅のバリアフリー化、省エネルギー設備を導入する。			●																				
⑥ 標茶町福祉環境整備要綱などの活用や、住宅改造に対する融資制度などの情報提供を行う。			●																				
(2) 日常生活を支える都市施設の整備			① 宅地供給に合わせた上水道の整備と老朽化した配水管などの計画的な改修を行う。	●																			
		② 市街地の下水道整備事業を推進する。	●																				
		③ 水洗処理地域内における水洗化を普及・促進する。	●																				
		④ 住民ニーズや地域における整備状況に配慮しながら、健康増進と生きがいとふれあい交流の場として、効果的なスポーツ施設の整備を行う。	●																				
	⑤ 高齢者の自立生活を促進するための施設の整備及び福祉施設のバランスのある配置について検討を進める。	●																					
	⑥ 公共・公益施設の段差の解消、スロープの設置などバリアフリー化を推進する。	●																					
	⑦ 地域コミュニティ施設の自主的管理体制を堅持する。	●																					
	⑧ 公共施設や社会資本の整備・運営などにPFIの導入を検討する。	●																					
	⑨ 中心市街地の整備計画に合わせ、融雪溝(槽)の検討する。	●																					